![U:\01 制度\30マイナンバー法案関係\H27\■271201マイナンバー本人確認書類一覧\shin_white1[1].gif]()

**府税関係書類提出時の本人確認書類について**

**【ご本人が申請される場合】**

　**平成２８年１月**から**マイナンバー（個人番号）**の利用が開始され、府税に関する申告書等の提出書類にも**マイナンバー（個人番号）**を記載していただいております。

これら申告書等を府税窓口等にご提出いただく際には、

**本人確認書類**（**個人番号を確認するための書類**及び**身元を確認するための書類**）の**提示**をお願いいたします。なお、郵送の場合は、**当該書類の写し**を同封してください。

**１．個人番号と身元の確認が両方同時にできる書類**



**●　個人番号カード**

※１ 個人番号カードをお持ちの場合は、１枚で個人番号の確認

と身元の確認の両方を確認できます。

**☆個人番号カードをお持ちでない場合は、以下に記載している「２．個人番号を確認するための書類」及び「３．身元を確認するための書類」の両方の提示をお願いいたします。**

**２．個人番号を確認するための書類（次のうちいずれか１つ）**

**●　住民票の写し（個人番号記載のもの）**

**●　住民票記載事項証明書（個人番号記載のもの）**

・これらの書類をお持ちでない場合は、ご本人が作成した「自身の個人番号に相違ない旨の申立書」（※２）

・令和２年5月25日以降、個人番号の通知カードは廃止されますが、以下の場合に限り、引き続き番号確認のための本人確認書類として利用することが可能です。

1. 通知カードの記載事項（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号）の変更を行うべき事由が発生しておらず、

記載事項に変更がない場合

1. 令和２年５月25日以前までに改姓や転居等により記載事項に変更があったが、令和２年５月25日以前までに

変更手続がとられており、令和２年５月25日以後変更を行うべき事由が発生していない場合

※通知カードの廃止以降、新たに個人番号が付番された場合、個人番号通知書が送付されますが、個人番号通知書は個人番号を証明する書類としては使用できませんので、ご注意ください。

※２　個人番号及び個人識別事項（氏名及び住所又は生年月日）の記載があるもの（提示時において作成後６カ月以内のものに限る）。

**及び**

**３．身元を確認するための書類（次のうちいずれか１つ）**

**☆氏名及び住所又は生年月日が記載されたものをご提示ください。**

**顔写真**

**あり**

**●　特別永住者証明書**

**●　在留カード**

**●　精神障がい者保健福祉手帳**

**●　療育手帳**

**●　運転免許証**

**●　運転経歴証明書**

**●　旅券（パスポート）**

**●　住民基本台帳カード（顔写真付）**

**●　その他写真付身分証明書等**

**●　身体障がい者手帳**

**●　戦傷病者手帳**

**顔写真**

**なし**

**●　府が発出したプレ印字申告書等**

**●　公的医療保険の被保険者証**

**●　児童扶養手当・特別児童扶養手当証書**

**●　年金手帳**

**☆上記書類をお持ちでない場合は、次のうちいずれか２つの書類をご提示ください。**

● 学生証（写真なし）　　　● 身分証明書（写真なし） ● 社員証（写真なし）

● 資格証明書（写真なし）（※３）● 納税証明書　　　　　 　 ● 印鑑登録証明書

● 納税通知書（国税、地方税）● 戸籍の附票の写し（謄本、抄本も可） ● 住民票の写し

● 住民票記載事項証明書 ● 母子健康手帳 ● 特別徴収税額通知書

● 退職所得の特別徴収票　 ● 源泉徴収票 ● 株式配当等の支払通知書 等

● 特定口座年間取引報告書　● 地方税、国税、社会保険料、公共料金の領収書（※４）

※３ 生活保護受給者証や恩給証書　等

※４ 領収日付の押印又は発行年月日（提示時において６カ月以内のものに限る）及び個人識別事項（氏名及び住所又は生年月日）の記載があるもの